

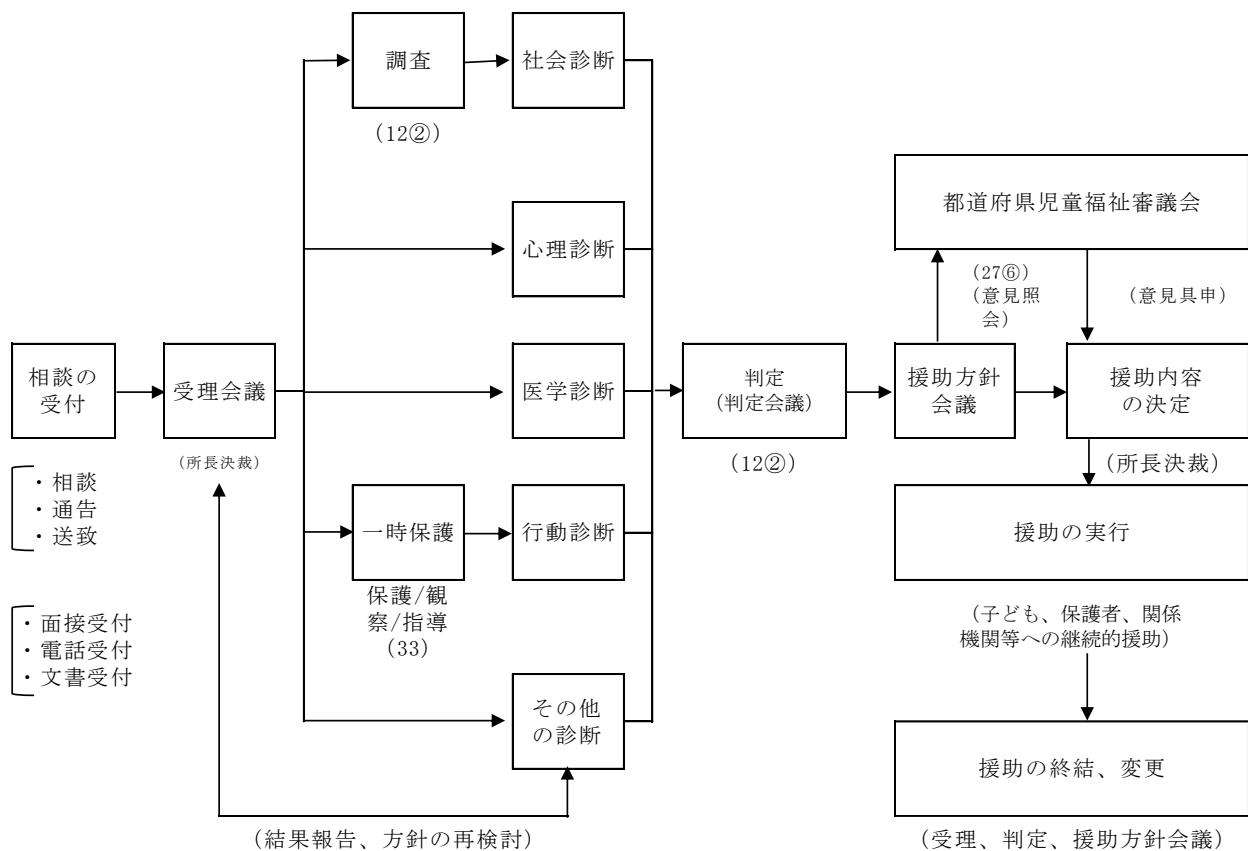
青森県上北児童相談所

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談
		(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
保健 相 談	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 が い 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
相 談	6. 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
非 行 相 談	8. 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	9. 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障がいを含む）
非 行 相 談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
育 成 相 談	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



10

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置（27①③） 指定発達支援医療機関委託（27②）
（1）措置によらない指導（12②）	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置（27①③） 4 児童自立生活援助の実施（33の6①） 5 市町村への事案送致（26①③） 福祉事務所送致、通知（26①③、63の4、63の5） 都道府県知事、市町村長報告、通知（26①IV、V、VI、VII）
ア 助言指導	6 家庭裁判所送致（27①④、27の3）
イ 繼続指導	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
ウ 他機関あっせん	ア 施設入所の承認（28①②） イ 特別養子縁組適格の確認の請求（33の6の2①） ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求（33の7） エ 後見人選任の請求（33の8） オ 後見人解任の請求（33の9）
（2）措置による指導	
ア 児童福祉司指導（26①②、27①②）	
イ 児童委員指導（26①②、27①②）	
ウ 市町村指導（26①②、27①②）	
エ 児童家庭支援センター指導（26①②、27①②）	
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導（26①②、27①②）	
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導（26①②、27①②）	
キ 指導の委託（26①②、27①②）	
（3）訓戒、誓約措置（27①①）	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和6年度に七戸児童相談所が受け付けた相談の総件数は、676件で前年度に比べ102件増加した。

相談種別では、「養護相談」が381件(56.3%)と最も多く、「障がい相談」が218件(32.2%)、「育成相談」が40件(5.9%)、「非行相談」が18件(2.6%)となっている。

表1 年度別・相談種類別児童受付数

児童虐待	養護		保健	障がい					非行		育成			その他	計		
	保	その他の		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
4年度	242	57	0	7	0	0	8	192	1	6	0	21	0	9	0	3	546
5年度	261	42	0	6	0	0	3	220	2	5	4	19	0	12	0	0	574
6年度	293	88	0	10	0	0	2	198	7	15	3	26	6	9	0	19	676

表2 令和6年度市町村別・相談種類別児童受付件数

相談種別	市町村名			上北郡(おいらせ町除く)								管外	不明	合計
	十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計	管外			
養護(児童虐待)	103	73	176	8	17	32	9	25	22	113	4	0	293	
養護(その他)	41	23	64	3	3	4	6	5	2	23	1	0	88	
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	4	4	8	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	10
視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
知的障がい	57	57	114	9	9	19	8	19	8	77	7	0	198	
発達障がい	2	1	3	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	7
ぐ犯行為等	10	2	12	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	15
触法行為等	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
性格行動	12	10	22	0	0	2	0	0	2	4	0	0	0	26
不登校	2	2	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	6
適性	1	7	8	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	5	13	0	0	0	1	1	1	4	2	0	0	19
計	241	187	428	28	30	58	24	53	37	230	18	0	0	676

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表3のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚」からの相談が209件（31.0%）で一番多く、次いで「警察関係」からの相談が185件（27.4%）、「市町村」からの相談（福祉事務所および保健センター含む）が81件（12.0%）、「都道府県」からの相談が79件（11.7%）、「学校・幼稚園」からの相談が38件（5.6%）、「近隣・知人」からの相談が23件（3.4%）となっている。

表3 令和6年度経路別相談受付数

	都道府県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター	認定こども園	警察関係	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他の人	電話相談（再掲）	計
件数	79	81	0	22	1	0	185	3	0	10	38	6	6	209	23	2	11	89	676
(%)	11.7	12.0	0	3.3	0.1	0	27.4	0.4	0	1.5	5.6	0.9	0.9	31.0	3.4	0.3	1.5		

令和6年度中に措置・処理した件数は673件である。「助言指導」の処理をしたもののが443件（65.9%）、「その他」が79件（11.7%）、「市町村送致」が65件（9.7%）、「障がい児施設利用契約」が23件（3.4%）となっている。

表4 令和6年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27-1-4による家庭裁判所送致	障がい児施設利用契約	その他の人	計
件数	443	2	5	23	0	0	0	65	12	0	6	0	0	8	1	29	79	673
(%)	65.9	0.3	0.7	3.4	0	0	0	9.7	1.8	0	0.9	0	0	1.2	0.1	4.3	11.7	

(4) 虐待相談の状況

令和6年度の虐待相談は表5のとおり291件である。また、虐待の種類別件数等は表6、7、8のとおりである（令和6年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる）。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談377件のうち291件と、7割以上を占めている。

表5 年度別相談処理件数

3年度	4年度	5年度	6年度
181	251	243	291

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
69	164	3	55	291

表7 虐待者の内訳

実父	実母	実母以外の母親	その他の親	計
154	29	104	0	291

表8 虐待相談の処理状況

助言指導	継続指導	あっせん他機関	児童福祉司	委託	市町村指導	市町村送致	福祉事務所通知	児童福祉施設等入所	里親委託	その他の親	計
187	0	5	18	0	65	0	0	5	5	6	291

表9 令和6年度養護相談の理由別処理件数

処理	理由別 (失踪を含む)	死亡	離婚	(入院を含む) 傷病	家庭環境		その他の親	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	5	0	0	5
里親・保護受託者委託	0	1	0	0	5	2	0	8
面接指導	0	0	0	2	192	63	0	257
その他の親	0	0	0	0	89	15	3	107
計	0	1	0	2	291	80	3	377

(5) 里親制度について

<概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

令和7年4月1日現在、里親等委託率（里親等への委託児童数13人／社会的養護を必要とする児童数50人）は26.0%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。（養子縁組里親は平成21年度に新設）

- ・ 養育里親…保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童を養育する里親
- ・ 専門里親…要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び障がいがある児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親…要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する里親
- ・ 親族里親…次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ア 当該要保護児童の三親等以内の親族であること
 - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できないこと

2 判定業務

相談種類別判定件数は表10のとおりである。判定件数総数は147件であり、前年度の145件に比べ2件の増となっている。

判定の内容については、表11に示されているが、医学的診断指導件数は88件、心理診断指導件数は451件となっている。また、表12のとおり継続的に児童心理司や児童福祉司による心理療法やカウンセリング面接指導等を実施している。

表10 年度別・相談種類別判定件数

種別 年度	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い 等	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
3年度	15	0	0	0	0	113	0	0	1	4	0	4	0	0	0	137
4年度	14	0	0	0	2	0	100	0	0	0	4	0	1	0	0	121
5年度	18	0	0	0	0	0	118	0	0	1	4	0	4	0	0	145
6年度	33	0	0	0	0	0	94	0	4	0	15	0	1	0	0	147

表11 令和6年度医学的・心理学的検査状況

	医学診断指導				心理診断指導					面接・観察・指導	計
	診断・指導	医学的検査	その他の	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査			
児童	40	0	0	40	96	50	21	9	137	313	
保護者	45	0	0	45	0	0	0	5	118	123	
その他	3	0	0	3	0	0	0	0	15	15	
計	88	0	0	88	96	50	21	14	270	451	

表12 令和6年度心理療法・カウンセリングの状況（面接指導の状況）

	心理療法・カウンセリングの状況			
	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	0	23	175	0
保護者	0	22	281	0
その他	0	4	376	0
計	0	49	832	0

3 一時保護状況

令和6年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は55人で、前年度と比べて23人増となっている。また、延日数の総数は1,360日で、前年度と比べて178日の増となっている。

表13 年度別・種類別一時保護児童数

種別 年度	一時保護所		所内保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2年度	7	202	2	2	12	466	21	670
3年度	8	207	1	1	20	464	29	672
4年度	10	310	0	0	23	788	33	1,098
5年度	11	442	0	0	21	740	32	1,182
6年度	5	110	2	2	48	1248	55	1,360

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が51人、育成が3人、非行が1人となっている。また、延日数では、養護が1,283日、育成が75日、非行が2日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が9割を占めている。

表14 年度別・相談種類別一時保護児童数

種別 年度	養護		育成		障がい		非行		保健その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2年度	17	557	3	77	0	0	1	36	0	0	21	670
3年度	21	483	3	125	0	0	5	64	0	0	29	672
4年度	24	645	3	80	0	0	6	373	0	0	33	1,098
5年度	26	950	3	172	0	0	3	60	0	0	32	1,182
6年度	51	1,283	3	75	0	0	1	2	0	0	55	1,360

4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は令和7年4月1日現在で54人である。内訳は児童養護施設が36人、福祉型障害児入所施設が4人、乳児院が1人、児童心理治療施設が0人、児童自立支援施設が0人、里親（ファミリーホーム）委託が13人となっている。

5 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。

令和6年度実績 相談件数 0

(2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

表15 令和6年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容		件数
通告・相談	虐待	2
	一般	3
間違い		5
無言		1
問い合わせ		14
いたずら		0
計		25

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表16 被虐待児フォローアップ事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	8	1	児童養護施設等新任職員研修
児童福祉施設職員	21	3	グループワークを含めた研修
児童福祉施設職員	21	6	施設内ケースカンファレンスにおける助言
被虐待児 親子	137	104	虐待のない養育環境づくり
保護者	18	12	虐待のない養育環境づくり

(4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表17 情報交換会実施状況

区分	訪問施設実数	延べ訪問回数
6年度実績	1	2

6 市町村子ども家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表18 令和6年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	開催日	開催場所
6年度実績	市町村こども家庭支援担当者研修（第1回）	R6.6.17	七戸庁舎
	市町村こども家庭支援担当者研修（第2回）	R6.8.9	七戸庁舎
	市町村こども家庭支援担当者研修（第3回）	R6.10.7	七戸庁舎

表19 令和6年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	実施市町村	回数等
6年度実績 (巡回支援)	市町村児童家庭巡回支援	十和田市	9回
		三沢市	1回
		野辺地町	2回
		七戸町	2回
		六戸町	2回
		横浜町	1回
		東北町	2回
		六ヶ所村	1回
6年度実績 (要保護児童対策 地域協議会)	代表者会議	十和田市	1回
		三沢市	1回
		野辺地町	1回
		七戸町	1回
		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1回
		六ヶ所村	1回
	実務者会議	十和田市	12回
		三沢市	12回
		野辺地町	4回
		七戸町	5回
		六戸町	4回
		横浜町	4回
		東北町	3回
		六ヶ所村	4回
個別ケース検討会議	個別ケース検討会議	十和田市	7ケース
		三沢市	5ケース
		野辺地町	0ケース
		七戸町	1ケース
		六戸町	0ケース
		横浜町	1ケース
		東北町	1ケース
		六ヶ所村	1ケース